

令和 8 年度 健康福祉委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

（2）令和 7 年度 公益財団法人川崎市シルバー人材センター 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料 1

令和 7 年度 公益財団法人川崎市シルバー人材センター
「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」シート

参考資料 1

令和 7 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」
について

参考資料 2

令和 7 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」
の審議結果について

令和 8 年 8 月 2 7 日

健 康 福 祉 局

（長寿社会部 高齢者在宅サービス課）

経営改善及び連携・活用に関する取組評価
(令和7(2025)年度)

法人名(団体名)	公益財団法人 川崎市シルバー人材センター	所管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課 健康福祉局保健医療政策課
----------	----------------------	-----	---------------------------------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要	1 法人の事業概要 市内の一般家庭や公共・企業などから高齢者向けの仕事を受注し、これを生きがいや健康のために働きたいという高齢者に就業の場として提供する事業などを行います。また、川崎市葬祭場の指定管理者として管理運営業務を行います。 2 法人の設立目的 健康で働く意欲を持つ高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保し、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、あわせて市民サービスの向上に寄与することを目的とします。 3 法人のミッション 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業等を通じて、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行います。また、指定管理者として、川崎市が設置する葬祭場を円滑かつ適切に運営します。		
	高齢化の継続的な進展により、超高齢社会を迎える中、高齢者が培ってきた知識や経験を活かして、身近な地域の社会活動に参加することの重要性が増している状況にあります。 シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢者の就業機会の確保、就業を通じた生きがい・健康づくりの促進、社会参加の場の提供等を通じて、高齢者の社会活動を促進する役割を担っています。 また、葬祭場の運営には、施設の用途・特性を踏まえた、公益性・持続性の確保が求められることから、公益財団法人として適切な運営を確保するとともに、施設の管理運営を担うことにより、高齢者を対象とした新たな就業機会の確保を通じて、市民サービスの向上が見込まれています。		
本市施策における法人の役割	法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策 施策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる 政策1-6 市民の健康を守る 施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり 施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保
		関連する市の分野別計画	かわさきいきいき長寿プラン【R3～5】
現状と課題	1 シルバー人材センター事業の現状 シルバー人材センター事業は、「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者に地域に、密着した臨時的かつ短期的、その他の軽易な作業を家庭、企業、公共団体から受注し、会員に提供することにより、より多くの高齢者の方に働くことを通して健康的に生きがいを持って地域に貢献してもらうことを目的として始めました。 その後、本格的な高齢社会を迎え、少子高齢化による生産年齢人口の減少が続く中、年金の支給開始年齢の引き上げや、企業等における定年延長など、高齢者を取り巻く環境が多様化したことで、就業能力の高い会員を確保することが困難になったことに加え、安定した労働力を提供することが求められ、適正就業の推進や新型コロナウイルス感染症による影響もあって、契約金額が減少しております。 2 シルバー人材センター事業の課題 職員のスキルアップ等による効率的な事業推進体制を図ること、登録会員数の増加及び受注増による契約金額の増額を最優先課題としています。 3 葬祭場運営事業の現状 かわさき北部斎苑の大規模改修工事も完了し、工事期間中制限していた火葬受入件数が従前の件数に戻ったため、概ね火葬需要に対応している状況です。しかしながら、南北斎苑では、空調設備をはじめ一部の設備が老朽化しているため、不具合の発生が多くなってきております。 4 葬祭場運営事業の課題 高齢者人口の増加に伴い、今後更なる火葬需要の増加が見込まれることから、火葬受入件数の増加への対応や設備の不具合の解消に向けて、利用者へのサービス向上や安定的・継続的な事業運営を行うための取組が必要となります。		
取組の方向性	1 経営改善項目 限られた経営資源を効果的・効率的に活用するため、職員のスキルアップ等による効率的な事業推進体制の構築に努めるとともに、市所管課、だいJOBセンター、キャリアサポートかわさき等の関係機関と情報交換会などによる連携を図りながら、シルバー人材センターの特徴である「臨時的かつ短期的、その他の軽易な仕事」を希望する高齢者に対しての就業を促進することなどを通じて、契約金額の増額を図ります。 2 連携・活用項目 シルバー人材センター事業の認知度向上に向けた広報活動を強化します。また、会員になり得る高齢者の掘り起こしを行うとともに、他センターと比較して、契約金額の公共受注が低率であるため、川崎市などの公共団体部門を中心に就業開拓活動をしていきます。 葬祭場運営事業については、市及びシルバー人材センター・富士建設工業共同体において、定期的な会議等を通じ緊密な連携を図るとともに、火葬需要の増加への対応に向けて、南北斎苑の連携による受入体制の確保や、組織運営体制の維持を図ります。		

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4カ年計画の目標

川崎市シルバー人材センター「第3期基本計画(令和2年度～令和6年度)」を基本とした事業活動を展開し、組織体制の整備、職員の資質向上等に努めつつ、シルバー人材センターの認知度向上及び登録会員数、就業者数の増加を図ります。

また、他都市と比較して低率となっている公共団体部門を中心に、訪問営業活動などの就業開拓に取り組むことで、契約金額の増額を図り、正味財産の適正な水準を保持してまいります。

葬祭場運営事業については、火葬件数の確保を図り、葬家や葬祭事業者等の斎苑利用者に対して、一層の利便性やサービスの向上に努めてまいります。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組№	事業名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和7 (2024)年度)	実績値 (令和7 (2025)年度)	単位	達成度 (※1)	本市による 評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	シルバー人材センター 受託事業	シルバー人材センター登録者数	6,038	6,999	7,086	人	a	C	Ⅱ
		シルバー人材センターを通じて仕事に就いた高齢者の数(請負・委任業務)	1,781	1,725	1,690	人	c		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	186,055 (941,208)	184,443 (1,042,086)	140,409 (976,516)	千円	1)	(2)
②	川崎市葬祭場管理運営 事業	火葬件数の確保	12,288	12,700	13,551	件	a	A	Ⅰ
		葬祭場運営会議開催数	12	12	12	回	a		
		ご意見・改善要望等への対応割合	64	80	82	%	a		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	230,770 (230,770)	246,916 (246,916)	265,275 (285,641)	千円	2)	(1)

2. 経営健全化に向けた取組

取組№	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和7 (2025)年度)	実績値 (令和7 (2025)年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	契約高の向上による財務状況の改善	契約金額	890,958 (110,989)	860,000	894,120 (65,042)	千円	a	A	Ⅰ
		経常収支比率	101.9	97～103	97.9	%	a		
		正味財産額	259,457	230,281 ～ 244,525	238,319	千円	a		

3. 業務・組織に関する取組

取組№	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和7 (2025)年度)	実績値 (令和7 (2025)年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	シルバー人材センター 事業における業務の能率向上	職員の研修参加件数	6	6	9	件	a	A	Ⅰ
		関係機関会議出席件数	18	25	28	件	a		
②	効率的・効果的な葬祭場運営に向けた法人内の連携	斎苑連絡会議開催数	12	12	12	回	a	A	Ⅰ

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1. 実績値が目標値の100%未満、2. 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3. 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4. 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【Ⅰ. 現状のまま取組を継続、Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、Ⅲ. 状況の変化により取組を中止】

法人及び本市による総括

【令和6(2024)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

令和7(2025)年度は、近年の企業等における定年制の廃止・定年引上げや、少子高齢化による労働人口の減少、多様化する雇用などの社会状況の変化に対応するため、新規受注先の開拓においては、令和6(2024)年度に増員した就業機会創出員を活用し、担当事務所と連携を図りながら、人手不足が顕著なスーパーや保育所等を中心とした民間企業への訪問活動を実施するとともに、公共受注の実績事例集を作成・活用した訪問活動や協力要請を実施しました。また、幸・宮前・麻生区の区民祭においてセンターのPR活動などを着実に継続し、シルバー人材センターの認知度向上に努めました。

デジタル化の推進においては、Web入会システムの推進や、会員向け情報提供サービス「Smile to Smile」の更なる利用普及に係るスマートフォン相談会の毎月開催や、スマートフォン講習会の開催を行うなど、ICTリテラシー向上の取組を実施しました。

葬祭場運営事業においては、両斎苑とも各種改修工事が実施されており、特に南部斎苑においては令和6(2024)年11月から大規模改修が始まったところですが、指定管理者として年々増加する火葬需要に着実に応えていくため、工事中においても平常の運営を継続し、現状の火葬受入件数を維持したことに加え、冬季の繁忙期に火葬受入件数を増加する対応を行いました。施設利用者の満足度向上については、アンケート用紙の配布方法を変更し、御葬家に返信用はがきを配布するなどの取組を行い、施設運営の改善に繋げるとともに、職員や受託業者への研修を実施し、親切・丁寧な応接の実践に取り組みました。また、川崎市との緊密な連携により、老朽化した施設設備修繕、備品の修繕等の実施や北部斎苑周辺緑地の枯損木伐採などに取り組みました。令和7(2025)年度から再度指定管理者としての指定を受け、これまでに培ってきたノウハウを生かしながら、引き続き葬祭場の安心・安全で円滑な運営の確保に努めてまいります。

【令和7(2025)年度を含む4か年の取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

現計画期間におけるシルバー人材センター事業について、「業務・組織に関する取組」及び「経営健全化に向けた取組」は、目標を達成していますが、「本市施策推進に向けた事業取組」においては、令和7(2025)年度に目標達成した取組があるものの、目標未達成の取組もあることから、受注拡大と就業実人員の増加に向けた取組には課題があります。

企業等における定年制の廃止・定年引上げや、少子高齢化による労働人口の減少等の社会経済状況を踏まえつつ、新規受注先の開拓や受注可能な業種の拡大に取り組むことが重要です。人手不足分野や地域に密着した生活サポート領域のほか、今後も需要増加が見込まれる福祉部門等における就業拡大等を図るため、広報・PR活動の強化・工夫に加え、他都市の事例研究、技能会員の確保・育成と会員スキルの見える化、就業機会のマッチング等の取組強化が必要と考えます。また、事業のデジタル化によるWeb入会・Web受注の推進や、会員のデジタルリテラシー向上を図るための取組等、デジタル技術を活用した事業運営・業務改善にも期待します。

葬祭場指定管理業務については、両斎苑において各種改修工事が実施され、特に南部斎苑においては令和6(2024)年度から大規模改修が始まり、令和7(2025)年度末には内装部分の工事も始まる中、1日あたりの火葬受入件数を両斎苑において維持したこと。また、火葬需要が増加する夏期及び冬期における友引日開苑の実施や、冬季における受入数の拡大を実施したこと等により目標を達成しています。

利用者からの意見・要望等に対しては、本市との緊密な連携により、対応策を講じたほか、これまでの剰余金を斎苑運営に還元し、遺体保冷库や空調機器の改修、トイレ手洗いの温水化等の改良工事の実施により利便性の向上を図ったことなど、葬祭場の安心・安全な運営の確保に寄与したと考えられ、現評価期間中における葬祭場指定管理業務については適切に対応していただいたと評価できます。

令和7(2025)年度から再度指定管理者として指定されており、今後も、年々増加する火葬需要に対し、円滑な運営を維持しながら、引き続き利用者からの意見・要望等に適切に対応するなど施設利用者の更なる満足度の向上に向け取り組んでいただきたいと考えています。

法人名（団体名）	公益財団法人 川崎市シルバー人材センター	所管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課健康福祉局保健医療政策課
----------	----------------------	-----	-----------------------------

1. 本市施策推進に向けた事業取組①（令和7（2025）年度）

事業名	シルバー人材センター受託事業
計 画（Plan）	
現状	・粗入会率を上げ、一般に事業の啓発を図るためには登録会員数の増加が必要です。 ・今後もより多くの会員に仕事を提供し、高齢者の生きがいを高め、就業機会の確保を図ることが必要です。
行動計画	・会員募集の広報活動として、市広報掲示板など各種広報媒体への記事の掲載等を充実させ、更に効果的な広報を検証し新規入会会員を獲得します。 ・就業機会創出活動による受注拡大、会員募集活動による登録会員数の増加、会員組織の活用による事務処理の効率化を図り、就業実人員数の増加を図る体制を整えます。 ・令和6年度までの目標値については、シルバー人材センター第3期基本計画に基づき設定し、その増加数から令和7年度の目標値を設定しておりますが、変化する社会状況等を見据えたシルバー人材センターの次期計画等で見直しを図ります。
具体的な取組内容	【指標1 シルバー人材センター登録者数】 ①登録会員増加に係る取組として、地域情報誌への広告掲載、区民祭等でのPR活動などを着実に実施するとともに、Web上で入会申込ができるWeb入会システムの普及促進とシステムのさらなる活用方法の検討、区役所等における出張入会説明会の実施や女性会員入会促進に係る講習会などを実施してまいります。 ②会員によるPR活動として、チラシの戸別配布や家族・友人紹介制度による会員からの勧誘、市内統一美化活動などのイベント参加等による広報を実施してまいります。 【指標2 シルバー人材センターを通じて仕事に就いた高齢者の数（請負・委任業務）】 ①会員・当センター間のコミュニケーションツール「Smile to Smile」を積極的に活用し、就業マッチングの向上を図ります。また、就業機会創出員活動において、地域の実情に合った開拓地域の選定や活動方法などについて、事務所との連携を強化し、さらなる就業機会の拡大・受注の開拓に努めてまいります。 ②「Smile to Smile」利用に係る講習会・相談会の開催及びスキルシートの掲載数を増やすなど、ホームページの充実を図り、当センター事業のデジタル化を推進してまいります。 ③会員の増強・人材育成への取組強化として、植木及び除草作業を希望する会員に対し、事務所による説明会の開催など就業に結びつくための取組を実施してまいります。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 ①登録会員増加に係る取組として、地域情報誌「タウンニュース」への広告掲載や、幸区・宮前区・麻生区で開催された区民祭における会員募集のポケットティッシュ配布、高齢者施設へのポケットティッシュ、チラシの配架等を着実に実施しました。令和6（2024）年度に本格導入したWeb入会システムの普及促進を継続するとともに、女性会員の確保のため「メイクアップ講習会」の開催や、ハローワーク及び宮前老人福祉センターにおいて出張入会説明会を実施しました。また、「かわさき健康・介護フェア」や、横浜市内で開催された「セカンドキャリア発見！ 合同説明会」等へ参加し、センターのPRを行いました。 ②会員によるPR活動として、地域班会員によるチラシ配布、家族・友人紹介制度を活用した会員からの入会勧誘、区民祭や市内統一美化活動への参加等に取組みました。 【指標2関連】 ①Smile to Smileの利用者を拡大するため、年4回発行の広報誌で周知を行うとともに、Smile to Smileを活用してセンターからのお知らせや就業情報について迅速かつタイムリーに提供しました。令和6（2024）年度で3名体制となった就業機会創出員について、各事務所と連携を図りながら企業等への就業開拓を実施しました。 ②デジタル化の推進の取組として、スマートフォンの基本操作方法等を教えるスマートフォン講習会の開催やSmile to Smileの利用登録や操作方法についてのサポートを行うスマートフォン相談会の毎月開催、会員のもつITなどのハイスキルを活かすための「スキルシート登録」を継続実施するとともに、令和8（2026）年度から実施する包括的契約に係る情報掲載等の準備のため、ホームページ構成の見直しなどを行いました。 ③植木及び除草作業を希望する会員に対して、会報誌において募集を行うとともに、就業希望者に対しては、担当事務所で説明会を随時実施しました。また、就業に係る講習会として、ユニバーサル講習会、花卉園芸スタッフ養成講習会、マンション管理講習会を神奈川県シルバー人材センター連合会と連携して実施しました。
----------------	---

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	シルバー人材センター登録者数		目標値	6,038	6,540	6,820	7,100	6,999	人
	説明	シルバー人材センターに登録した会員数	実績値		6,309	6,515	6,809	7,086	
2	シルバー人材センターを通じて仕事に就いた高齢者の数(請負・委任業務)		目標値	1,781	1,913	1,933	1,953	1,725	人
	説明	シルバー人材センターの就業実人員(請負・委任)	実績値		1,801	1,806	1,767	1,690	

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満
指標2 に対する達成度	c	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

登録会員数については、出張入会説明会の開催や、各種イベントでのPR活動、女性会員向けイベントの開催、会員の活用、Web入会システムの普及促進などに取り組んだ結果、目標値を上回ることができました。一方で就業実人員については、令和6(2024)年度までに終了した流通業等の大型受注に係る就業会員の減少回復に努めましたが、就業会員の高齢化による就業辞退や退会に加え、新規登録会員においても高齢の方が多く、受注のミスマッチなどから目標値に達することはできませんでした。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C シルバー人材センターの就業実人員は、目標値を達成することはできませんでしたが、登録会員数は目標値を達成することができ、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進等に係る施策として、一定の成果があったものと評価できるため。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値	186,055 (941,208)	179,099 (1,014,537)	180,856 (1,017,741)	182,637 (1,032,551)	184,443 (1,042,086)	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)	実績値		200,566 (990,269)	135,892 (947,900)	130,211 (998,007)	140,409 (976,516)	

行政サービスコスト に対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上
----------------------	----	--

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

市補助金は、人件費等の増加により令和6(2024)年度を上回っています。登録会員の就業に係る請負・委任業務の契約金額である市委託料は、就業会員の報酬である配分金単価が増加したものの、受注件数については令和6(2024)年度から同水準で推移し、行政サービスコストは、目標値の範囲内となりました。
(参考)市補助金:58,533千円 市委託料: 81,876千円

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2) 本市施策推進に関する指標の目標値は達成できませんでしたが、行政サービスコストは目標値の範囲内となり、高齢者の生きがいの充実や就業機会の確保に一定の効果があったものと評価できるため。

改善 (Action)

実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II	指標1の登録会員数においては、引き続き各種イベントへの参加や会員の活用、Web入会申込の普及促進等に努め、更なる増加を図ります。 指標2の就業実人員においては、高齢会員が就業可能な受注の開拓先の検討について、近隣センターの受注状況の調査・研究を行うとともに、就業機会創出員との連携による企業訪問など、新たな就業先の確保に取り組んでまいります。

法人名（団体名）	公益財団法人 川崎市シルバー人材センター	所管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課健康福祉局保健医療政策課
----------	----------------------	-----	-----------------------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和7(2025)年度)

事業名	川崎市葬祭場管理運営事業
計 画（Plan）	
現状	・高齢者人口の増加に伴う火葬需要の増大への対応が求められています。 ・家族葬、一日葬の増加など葬儀形態の変化に伴う多様なニーズへの対応が求められています。 ※本事業は指定管理事業によるものであり、指定管理期間は、令和2年度から令和6年度の5年間となります。
行動計画	・夏期、冬期の火葬需要が増加する時期において、友引日開苑を実施することで火葬需要への対応を図ります。 ・葬祭場運営会議を定期的に開催し、情報・課題等の共有、課題等の整理・対応及び重要事項の決定を行うとともに、効率的な葬祭場運営に努めてまいります。 【葬祭場運営会議における主な課題解決に係る取組事例】 - 新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬に関するガイドラインの策定、友引日開苑の日程、斎苑利用案内の改訂、予約システムの改修、斎苑工事に伴う臨時休苑等の対応 ・南北両斎苑の事務所窓口及び苑内数カ所にアンケート回収箱の増設や多様な方法により、利用者から大小様々なご意見・改善要望等をいただくよう努め、これに対応することでサービスの向上を図ります。 ※指定管理者の更新等によって、R7年度以降、事業別の行政サービスコスト等の目標変更の必要が生じる場合があります。
具体的な取組内容	【指標1 火葬件数の確保】 今年度実施される南部斎苑の大規模改修工事では、内装改修、発電機・蓄電池の更新、照明設備改修等の他、休憩室の内装改修等が行われ、一定期間休憩室の一部が使用できなくなりますが、葬祭業者へのきめ細かな情報提供と連携による予約調整を行う他、待合スペースの活用等により、現行の火葬件数を維持し、増加する火葬需要に対応します。北部斎苑においては、令和8(2026)年度からの火葬件数の上限引き上げに向けて、火葬枠を追加設定する時間帯の調整、駐車場の運用方法の改善等の検討を進めます。友引日開苑については、夏期は8月及び9月の友引日のうち各月1日、冬期は12月から2月の友引日のうち各月2日、各斎苑を開苑します。 【指標2 葬祭場運営会議開催数】 葬祭場運営会議については、南部斎苑大規模改修工事への対応、友引日開苑の日程、利用者の意見・要望等に対する対応、北部斎苑駐車場の課題への対応、北部斎苑裏山緑地の危険防止策、売店のサービス向上策などについて協議します。 【指標3 ご意見・改善要望等への対応割合】 アンケートについては、令和5(2023)、6(2024)年度にアンケート用紙を葬儀社を通じてご葬家に手渡しした後、返信用封筒又はWebにより回答をいただく方法を実施しましたが、令和7(2025)年度についても、葬家、会葬者の心情に配慮しながらアンケート回収数増に向けた手法を検討します。アンケートにて寄せられたご意見・改善要望等については、指定管理者で対応できるものは速やかに対応するなど、対応割合を増やすことで利用者満足度の向上に努めます。 ※本事業の指定管理は、令和6(2024)年度で一旦満了し、再度事業者の選定を行ったうえで、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの期間、改めてシルバー人材センターを指定管理者として事業を運営しています。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1 関連】 ・令和7(2025)年度の火葬件数は13,551件(南部斎苑5,766件、北部斎苑7,785件)で、目標値を大きく上回りました。 ・南部斎苑では令和6(2024)年11月から、5年間にわたる大規模改修改修工事が始まっており、令和8(2026)年3月からは休憩室等内装工事に着手していますが、工事中において現状の火葬件数を維持しました。 ・冬季の火葬需要増に対応するため、北部斎苑においては令和8(2026)年1月より1日26件から27件、南部斎苑においても令和8(2026)年1月において、1日24件から26件に火葬枠を増加させるとともに、火葬枠増加時における課題の確認を行いました。 ・友引日開苑については、令和6(2024)年度同様夏期4日、冬期12日開苑し、友引日の火葬件数の実績は南部斎苑105件、北部斎苑182件でした。 【指標2 関連】 ・毎月1回市との葬祭場運営会議を開催し、主に南部斎苑大規模改修工事への対応、友引日開苑の日程調整、アンケート回収増に向けた取り組みと寄せられたご意見、ご要望への対応、広域火葬連絡通信訓練への対応、改修工事対応等の斎苑の管理運営に関する諸課題等について協議し、市と情報を共有しながら様々な課題の解決に努めました。 【指標3 関連】 ・令和5(2023)年度からアンケート回答数の向上に向けた取組の一環として、葬儀社を通じてアンケート用紙をご葬家に手渡すなどの取り組みをしていましたが、令和7(2025)年度においては南北両斎苑において返信用ハガキを手渡し手法を実施しました。結果、令和7年度のアンケート回収数は252件となり、令和6(2024)年度を上回りました。総合的な満足度では「極めて満足」「満足」の合計が79.2%という結果でした。今後もさらに工夫を重ね、安全安心で円滑な運営につなげてまいります。 ・令和7(2025)年度にいただいたご意見・改善要望等の件数は164件となっており、そのうち指定管理者で対応可能なものが56件となっています。指定管理者で対応が可能なものについては、速やかに対応した結果、対応できた割合は82.1%になっています。内訳は、対応したものが46件、要望どおりに対応を行えなかったものが3件、検討中が7件となっています。 【その他】 ・令和6(2024)年度までの決算剰余金について、収支相償の観点から、葬祭場運営事業への還元のため計画的解消を実行しており、令和7(2025)年度は北部斎苑のトイレ手洗いの温水化、照明器具更新、南部斎苑の遮熱フィルム貼付、霊安室保冷庫改修等の修繕費、北部斎苑周辺緑地の倒木撤去等に活用しており、剰余金はほぼ解消する見込みとなっています。
----------------	---

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	火葬件数の確保	目標値		12,400	12,500	12,600	12,700	件
	説明 南北両斎苑で実施する火葬件数 ※R4年度の個別設定値: 11,673 (現状値の95%)	実績値	12,288	13,041	13,409	14,082	13,551	
2	葬祭場運営会議開催数	目標値		12	12	12	12	回
	説明 川崎市と共同体とで開催する葬祭場 運営会議の開催数 ※R4～7年度の個別設定値: 11 (現状値の95%)	実績値	12	12	12	12	12	
3	ご意見・改善要望等への対応割合	目標値		65	70	75	80	%
	説明 葬祭場運営に対するご意見・改善要 望等のうち、指定管理者として年度 内に対応ができた件数の割合	実績値	64	80	77	75	82	

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・火葬件数の確保については、南部斎苑での大規模改修開始後も1日あたりの火葬件数枠を減少させることなく運営を行い、特に火葬需要が多くなる冬季においては、火葬枠設定を増やす取組等で目標値を上回る件数を達成することができました。

・葬祭場運営会議については、計画どおり毎月開催し、施設運営上の様々な課題に対応することができました。

・ご意見・改善要望等への対応については、対応できた割合が82.1%となり、目標を達成することができました。また、アンケートについては、両斎苑においてアンケート回答のハガキを葬儀社を通してご葬家に手渡する取組を実施し、多くの回答をいただきました。今後もこのような取組を続けていきます。

本市による評価	達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った		A	南北両斎苑における1日あたりの火葬受入件数の維持のほか、友引日開苑や、火葬需要の高まる冬季における火葬枠設定を増やす取組により年間の火葬件数は目標を上回りました。 また、葬祭場運営会議を毎月開催し、諸課題についての市と情報共有し、適切に解決できるよう調整しました。 利用者からの意見・要望等については、両斎苑におけるアンケートの回答勧奨により、より多くの意見を頂き、本市と連携しながら適切に対応するとともに、剰余金を斎苑運営に還元し、利便性の向上を図っており、葬祭場の安心・安全で円滑な運営の確保に寄与したと評価できるため。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		236,453 (236,453)	247,409 (247,409)	246,916 (246,916)	246,916 (246,916)	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)	実績値	230,770 (230,770)	236,402 (236,402)	247,409 (247,409)	246,916 (254,668)	265,275 (285,641)	
行政サービスコスト に対する達成度			2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)									
剰余金の解消に向け、修繕費と委託料で22,470千円を計画的に執行しました。それ以外については、厳格な入札、見積合わせの執行による委託費の縮減、消耗品の節約等コスト削減に努めました。 令和2(2020)年度からの指定管理期間が令和6(2024)年度で終了するため、令和7(2025)年度については令和6(2024)年度と同じ数値を目標値にしていましたが、令和7(2025)年度からは新たな仕様に基づく指定管理期間となっています。									
本市による評価	費用対効果 「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価		区分		区分選択の理由				
			(1)		行政サービスコストにおける令和7(2025)年度の実績値は目標値の範囲を超えていますが、これは令和7(2025)年度の目標を前の指定管理期間であった令和6(2024)年度と同じ数値とした結果であり、指標1～3については目標値を達成し、増加する火葬需要への対応や利用者サービスの向上が図られていることから、十分な成果が得られたと評価できるため。				
		(2)							
		(3)							
		(4)							

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	
	方向性の具体的内容	
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	事業は現状のまま取組を継続しますが、これまでの成果や進捗を踏まえ、次期方針では次のとおり指標を変更します。 「火葬件数の確保」について、今後死亡者数が増加していく状況が推測される中、次期方針では、火葬供給力をより向上させるための法人努力を促すため、火葬件数から施設としての火葬供給数に指標を変更します。 「葬祭場運営会議開催数」について、毎月定期的に開催する体制が市、指定管理者側ともに定着しており、次期方針では指標としないこととしました。 「ご意見・改善要望等への対応割合」について、次期方針では、より利用者の意見が反映されるよう指標を利用者満足度に変更し、アンケートの中の「総合的な満足度」における「極めて満足」「満足」の割合を指標にすることとしました。

法人名（団体名）	公益財団法人 川崎市シルバー人材センター	所管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課健康福祉局保健医療政策課
----------	----------------------	-----	-----------------------------

2. 経営健全化に向けた取組①(令和7(2025)年度)

項目名	契約高の向上による財務状況の改善
計 画 (Plan)	
現状	公共系、企業系の大口の顧客を獲得することにより契約金額が伸びる傾向があるため、多くの登録会員を就業させるための大口契約の受注拡大を図り、財源確保に努め、経常収支比率や正味財産額を保持していくことが必要です。
行動計画	・就業機会創出活動、会員募集を効果的に行い、受注件数と登録会員数を増加させることで契約金額の増につなげ、経常収支比率と正味財産額について、一定の比率と額の範囲で推移させることを目指します。 ・令和6年度までの目標値については、シルバー人材センター第3期基本計画に基づき設定し、その増加金額から令和7年度の目標値を設定しておりますが、変化する社会状況等を見据えたシルバー人材センターの次期計画等で見直しを図ります。
具体的な取組内容	令和6(2024)年度に就業機会創出員を1名から3名に増員し、各事務所配置としたことから、令和7(2025)年度においてはさらなる就業機会の確保と受注の拡大に向け、一般家庭、民間企業等に積極的な訪問活動と広報活動等を行い、新規受注の獲得に取り組みます。 経常費用においては、ICTを活用した事務の効率化、配分金明細書の電子化等による経費の縮減を図るとともに、収益については、市や関係機関との事業の連携を図りながら財政的な基盤の確保と強化に取り組みます。また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正に伴う公益法人会計基準に順応しつつ、経常収支比率及び正味財産額の維持に努めます。 具体的な取組内容 【就業機会確保に向けた取組】 ① 他都市と比較して、公共受注の比率が低いと、市に対して新規受注の依頼を積極的に実施 ② 就業機会創出員の活動内容及び創出員への支援の強化による新規顧客の開拓 ③ 他都市シルバー人材センターの事業調査と新規事業の検討及び実施 ④ 会員専用サイト「Smile to Smile」を積極的に活用し、会員への情報提供及び就業マッチングの強化 ⑤ 会員が持つ専門的な資格、技能及び技術などを活かした就業マッチング方法の活用 ⑥ 労働者派遣事業等の推進

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	【指標1関連】 請負・委任業務の契約金額確保に向けた主な取組として、次の項目を実施しました。 ① 公共受注において、令和8(2026)年度からの包括的契約への移行に伴う事前説明を実施するとともに、公共受注の実績事例集を作成し、市所管課を通じてシルバー人材センターの活用について周知を依頼しました。 ② 就業開拓創出員と担当事務所が連携し、流通業や保育所、不動産業など高齢者の活躍が見込める職種を中心に企業訪問活動を行いました。創出員の活動において企業等への訪問件数は年間978件でした。 ③ 県内ブロック会議、政令指定都市担当者会議、代表者会議においては各都市との新規受注の開拓方法等、情報交換を行うとともに、新規受注開拓に関して練馬区シルバー人材センターへの視察や、札幌市等への調査などを実施しました。 ④ 「Smile to Smile」を有効活用するため、就業情報機能において清掃作業等の受注に係る募集や、「お知らせ」機能では、植木・除草について就業を希望する会員を募集するなど実施しました。 ⑤ 会員の持つITなどのスキルを活かすための『スキルシート』を引き続きホームページに掲載しています。 ⑥ 労働者派遣事業等の推進として、新規に発注のあった企業等に対し、適正就業について説明し、会員に対して指揮命令等が伴うものであれば当該事業を活用することを提案しました。 【指標2及び指標3関連】 令和7(2025)年度は葬祭場運営事業に係る収支相償に伴う剰余金解消のため、かわさき南部及び北部斎苑の修繕等を実施しました。一方、シルバー人材センター事業においては、消耗品や備品等の購入費用を必要最低限に抑えるなど、事業運営に係る費用の適正管理を行い、経常収支比率及び正味財産額の維持に努めました。
---------------	---

評価 (Check)

経営健全化に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	契約金額	目標値		943,000	955,000	967,000	860,000	千円
	説明 シルバー人材センターが受注した契約金額(請負・委任業務) (なお、目標値は請負・委任による額であり、その達成度をもって評価するものとするが、実績値に派遣※による額を別掲の補足指標として加える) ※神奈川県シルバー人材センター連合会との委任事務契約による事業	実績値	890,958 (110,989)	928,642 (92,092)	878,465 (83,837)	915,189 (79,914)	894,120 (65,042)	
2	経常収支比率	目標値		97～103	97～103	97～103	97～103	%
	説明 経常収益÷経常費用×100	実績値	101.9	101.5	100.6	98.6	97.9	
3	正味財産額	目標値		230,281～ 244,525	230,281～ 244,525	230,281～ 244,525	230,281～ 244,525	千円
	説明 指定正味財産＋一般正味財産	実績値	259,457	277,730	284,334	266,156	238,319	

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

指標1の契約金額は、大型受注等の減少による現状を反映したシルバー人材センター第4期基本計画(期間:令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)の策定に伴い目標値を修正したことにより、目標値を上回ることができました。指標2及び指標3においては、収支償還に関する葬祭場運営事業に係る剰余金解消のため、かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑に係る施設修繕等の費用を増額したことで、経常費用が経常収益を上回り、正味財産は減少しましたが、いずれも目標値の範囲となりました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	指標1について、契約金額が目標値を上回っており、指標2、指標3については、葬祭場運営事業に係る剰余金解消のため、かわさき南部及び北部斎苑に係る施設修繕等の費用を増額したことで、正味財産は減少しましたが、経常収支比率及び正味財産のいずれも全ての目標値を達成しており、経営健全化に取り組んでいると評価できるため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I	契約金額は目標値を超える結果となりましたが、令和6(2024)年度実績からは減少しており、高齢者の多様な労働環境による会員確保や受注では諸物価高騰などからの企業等における契約の見直しによる受注の減少等、センターを取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、これらの課題を解決するため、今後も新規登録会員の確保をするとともに、新規受注の開拓を進め、契約金額の増強を図ります。

法人名（団体名）	公益財団法人 川崎市シルバー人材センター	所管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課健康福祉局保健医療政策課
----------	----------------------	-----	-----------------------------

3. 業務・組織に関する取組①(令和7(2025)年度)

項目名	シルバー人材センター事業における業務の能率向上
計 画 (Plan)	
現状	事業の拡大と適正就業の推進のための事務局体制の強化には職員のスキルアップが必要不可欠です。また、関係機関との会議に出席し、常に最新の情報を確保することで、職員の業務知識の向上や効率的な事業展開に寄与できると考えます。
行動計画	より効率的な事業推進体制の強化を構築するため、内外問わず開催される関係機関の職員研修に参加し、職員のスキルアップを図ります。 また、市との連絡会議や、神奈川県シルバー人材センター連合会が主催する会議等に積極的に参加し、知り得た情報を法人で共有し、業務拡大に役立てます。 予定される職員の研修会参加内容としては、職業紹介責任者講習、労働者派遣事業責任者講習会、適正就業研修、業務システム研修などがあります。なお、参加対象職員については減少傾向にあるため、職員のスキルアップに必要な研修を厳選し、参加してまいります。
具体的な取組内容	【指標1 職員の研修参加】 職業紹介事業講習会、労働者派遣事業責任者講習会、適正就業研修、業務システム研修等、職員のスキルアップに必要とされる講習会、研修会に参加するなど、効率的な事業運営を行うための業務知識の向上に努めます。 【指標2 関係機関会議出席】 神奈川県シルバー人材センター連合会等が主催する会議や、政令指定都市会議等へ出席し、情報交換をすることで、常に最新の状況を把握してまいります。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 シルバー人材センター事業等に係る各種講習会に出席し、スキルアップを図りました。 ①全国シルバー人材センター事業協会が主催する職業紹介責任者講習会、労働者派遣事業責任者講習会、安全就業研修会へ出席しました。 ②神奈川県シルバー人材センター連合会が主催する役員等研修会、職員研修会、認知症対応研修会へ出席しました。 ③その他として、社会保険制度説明会、業務システム研修会、高齢者雇用セミナーに参加し、職員のスキルアップに努めました。 【指標2関連】 シルバー人材センター事業に関する各種会議に出席し、情報交換を行いました。 ①神奈川県シルバー人材センター連合会が主催する総会、理事会(4回)、事務局長会議(3回)、安全対策検討部会(2回)、派遣事業推進会議等(4回)、事故防止委員会(2回)、政令市ブロック会議へ出席しました。 ②その他として、全国シルバー人材センター事業協会総会、政令指定都市代表者会議、政令指定都市実務者会議、高齢者在宅サービス課連絡会議(6回)、川崎市就業支援に係る情報交換会、麻生区高齢者見守ネットワーク事業情報交換会へ出席しました。
---------------	---

評価 (Check)

業務・組織に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	職員の研修参加件数		目標値		6	6	6	6	件
	説明	職員のスキルアップに伴う研修会参加件数 ※R4～7年度の個別設定値:5(現状値の95%)	実績値	6	8	11	6	9	
2	関係機関会議出席件数		目標値		25	25	25	25	件
	説明	市・関係機関との会議等の出席	実績値	18	27	26	25	28	
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
指標2 に対する達成度		a							

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

令和7(2025)年度も各種研修会や会議への参加を積極的に行い、目標値を上回ることができました。また、多くのシルバー人材センターが令和8(2026)年度から新しい契約方式(包括的契約)へ移行することに伴い、各種会議においての情報交換等に努めました。特に令和7(2025)年度は政令指定都市代表者会議の開催市として、各センターを迎え入れ、各センターが抱えている課題や情報共有などを図ることができ、令和8(2026)年度からの移行準備に役立てることができました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A シルバー人材センター事業関連の研修への参加、関係機関との会議を通じた情報共有等を積極的に行うことで、職員の業務知識の向上、業務の効率化に積極的に取り組んでいると評価できるため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I	請負・委任の契約について包括的契約への移行後も様々な課題が発生する可能性があり、今後も会議等に積極的に参加し、情報収集や職員のスキルアップを図ります。また、新公益会計基準への対応については、全国のシルバー人材センターで令和9(2027)年度実施を目指し準備を進めています。当センターにおいても研修会へ参加するなど情報収集を行うとともに、業務システムとの連携・調整やスキル向上を図ることで円滑な事業運営体制の構築に努めてまいります。

法人名（団体名）	公益財団法人 川崎市シルバー人材センター	所管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課健康福祉局保健医療政策課
----------	----------------------	-----	-----------------------------

業務・組織に関する取組②(令和7(2025)年度)

項目名	効率的・効果的な葬祭場運営に向けた法人内の連携
計 画（Plan）	
現状	高齢者人口の増加による火葬需要の増加や葬儀形態の多様化により、火葬件数増加への対応や多様化する葬祭場利用者のニーズに対して、南北両斎苑では適切に管理運営を行っています。
行動計画	斎苑連絡会議を定期開催することにより、法人内の連携を強化するとともに、内部統制を図ります。 【斎苑連絡会議における主な検討課題事例】 新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬に関するガイドラインの策定、友引日開苑の日程、斎苑利用案内の改訂、予約システムの改修、斎苑工事に伴う臨時休苑等の対応
具体的な取組内容	斎苑連絡会議は、従来シルバー人材センターの常務理事・事務局長、斎苑管理グループリーダー、南部斎苑長、北部斎苑長の構成メンバーで開催してきましたが、今年度から富士建設工業東京支店長、アテンダント事業部長、営業担当を加え、共同体間の情報共有のさらなる緊密化を図ります。従来同様月1回会議を開催し、南部斎苑大規模改修工事への対応、火葬枠増に向けた検討、友引日開苑の日程調整、利用者の意見・要望等に対する対応、北部斎苑駐車場の課題への対応、北部斎苑裏山緑地の危険防止策、売店のサービス向上策などについて協議します。協議の結果は、市に報告します。

実施結果（Do）

業務・組織に関する活動実績	斎苑連絡会議は、シルバー人材センター本部役職者と南北斎苑長が出席し、毎月1回開催しています。当該会議において、南北両斎苑の課題を共有し、1日あたりの火葬件数の上げ下げ、友引日開苑の日程調整、北部斎苑周辺緑地の枯損木伐採、南部斎苑大規模改修工事への対応、アンケート回収数増に向けた方策やいただいたご意見への対応などについて協議し、対応することで適切に葬祭場管理運営事業を実施しました。また、斎苑連絡会議での討議内容は、葬祭場運営会議において報告を行って市と情報共有し、対応を協議するなどして課題の解決を図りました。
---------------	---

評価 (Check)

業務・組織に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	斎苑連絡会議開催数		目標値		12	12	12	12	回
	説明	シルバー人材センター本部、南北斎苑による会議の開催数 ※R4～7年度の個別設定値:11(現状値の95%)	実績値	12	12	12	12	12	
指標1 に対する達成度			a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
毎月会議を開催することで、南北斎苑の情報や固有の課題等が共有でき、斎苑の管理運営に反映することができました。									

本市による評価	区分		区分選択の理由
	達成状況	A	
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあがるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	法人本部と各斎苑長との定期的な連絡会議の開催により、苦情や要望、運営上の課題に関する認識を法人全体で共有するとともに、苦情の再発防止策や要望への対応、課題解決に向けた検討を行うことで、円滑な施設運営と利用者の満足度向上に取り組んでおり、本市施策に寄与しているため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	毎月定期的に開催する体制が定着しているため、次期方針では関係機関会議出席件数に指標を統合することとしましたが、円滑な施設運営や利用者満足度向上を目指し、取組を継続します。

法人(団体名)	公益財団法人 川崎市シルバー人材センター	所管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課健康福祉局保健医療政策課
---------	----------------------	-----	-----------------------------

●法人情報

(1) 財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)						
	経常収益		1,232,544	1,271,863	1,230,832	1,268,720	1,272,683
	経常費用(事業費)		1,171,978	1,216,237	1,186,406	1,247,871	1,257,756
	経常費用(管理費)		38,133	37,352	37,064	38,681	42,764
	うち減価償却費		4,182	4,305	4,295	5,009	5,074
	当期経常増減額		22,433	18,273	7,362	△17,832	△27,837
	経常外収益						
	経常外費用		380		759	345	
	税引前当期一般正味財産増減額		22,054	18,273	6,603	△18,177	△27,837
	当期一般正味財産増減額		22,054	18,273	6,603	△18,177	△27,837
(指定正味財産増減の部)							
当期指定正味財産増減額							
正味財産期末残高			259,457	277,730	284,334	266,156	238,319
貸借対照表	総資産		519,438	491,533	503,890	496,602	461,773
	流動資産		322,684	292,912	308,540	288,283	254,928
	固定資産		196,754	198,621	195,350	208,319	206,846
	総負債		259,981	213,803	219,556	230,446	223,454
	流動負債		176,756	128,176	135,025	130,770	123,076
	固定負債		83,225	85,627	84,531	99,675	100,378
	正味財産		259,457	277,730	284,334	266,156	238,319
	指定正味財産						
	一般正味財産		259,457	277,730	284,334	266,156	238,319
主たる勘定科目の状況(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
	経常収益	受託事業及び葬祭場管理運営事業	1,123,501	1,165,043	1,125,823	1,162,046	1,159,383
	経常費用	委託費(事業費＋管理費)	172,505	180,791	181,263	196,009	208,335
	総資産	特定資産	121,417	125,939	126,962	130,447	134,047
	総負債	有利子負債(借入金＋社債等)	54,415	2,296	177	11,836	8,938

本市の財政支出等(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金			54,525	53,622	53,265	53,405	58,533
負担金							
委託料			131,530	146,944	82,626	76,805	81,876
指定管理料			230,770	236,401	247,358	246,857	265,275
貸付金(年度末残高)							
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)							
出捐金(年度末状況)			10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
(市出捐率)			30.6%	30.6%	30.6%	30.6%	30.6%
財務に関する指標			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)			182.6%	228.5%	228.5%	220.4%	207.1%
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)			21.0%	0.8%	0.1%	4.4%	3.8%
経常収支比率(経常収益/経常費用)			101.9%	101.5%	100.6%	98.6%	97.9%
正味財産比率(正味財産/総資産)			49.9%	56.5%	56.4%	53.6%	51.6%
経常費用に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用)			34.4%	34.9%	31.3%	29.3%	31.2%
経常収益に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益)			33.8%	34.4%	31.1%	29.7%	31.9%

法人コメント		本市コメント	
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど	
令和7(2025)年度の経常収益は、受託事業及び労働者派遣事業における実績減少の影響がありました。指定管理料及び国庫補助金等の増加等により令和6(2024)年度の経常収益額を上回りました。 経常費用は、職員給与の改定等件費の増額に加え、葬祭場運営事業における収支相償に伴う剰余金解消のため、葬祭場の設備修繕等を計画的に実施したことにより令和6(2024)年度より増加し、一般正味財産は減少しました。 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度にかけて、経常費用は諸物価及び人件費の高騰やインボイス制度による消費税負担等により増加しています。これに対応する経常収益について、指定管理料や補助金の確保も重要ですが、主たる受託事業等の実績を確保し、収益を増加させることが喫緊の課題であると認識しています。	令和8(2026)年10月からインボイス制度に伴う免税事業者への支払いに対する税額控除の変更によりセンターの消費税負担が増加する予定ですが、令和8(2026)年度から、公共及び家庭の受注に関しては包括的契約へ移行するとともに、企業の受注は事務費率を20%へ引き上げること、消費税負担に対応いたします。 また、収益に係る受託事業の確保について、市からの新規受注獲得に向けた調査・調整等を行うとともに、就業機会創出員と連携した高齢者が活躍できる業種を開拓してまいります。 新公益会計基準への移行については、業務システムの更新や上部団体等の制度移行にあわせ、令和9(2027)年度の移行を目指し、準備を進めるとともに、収支相償に係る費用等の適正管理に努めてまいります。	諸物価及び人件費の高騰やインボイス制度により消費税負担が増加しており、さらに令和8(2026)年10月からインボイス制度に伴う免税事業者への支払いに対する税額控除の変更からセンターの消費税負担が増加することが予想されます。しかし公共及び家庭の受注に関して、包括的契約へ移行するとともに、企業の受注の事務費率を20%へ引き上げることで、消費税負担の軽減が期待できます。 そのため引き続き、契約金額確保及び、新規受注先の開拓や受注可能な業種の拡大に向けた、広報・PR活動の強化・工夫の他、技能会員の確保・育成、就業機会のマッチング等の取組を強化することが必要と考えます。また、社会経済状況の変化に対応した、事業のデジタル化推進等による、会員の利便性向上、センター業務の効率化にも期待します。	

(2) 役員・職員の状況(令和8年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	1	0	1	8	0	2
職員	25	0	11	8	0	5

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解

・理由

・今後の方向性

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

- ① これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**（以下「現方針」という。）に基づく、令和7年度の取組について評価を行いましたので、次のとおり御報告いたします。
- ② 本評価結果は、**現方針に基づく最終年度の評価**であり、**4年間の総括の視点での評価も合わせて行うとともに、この間の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化が進む中においても各取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」につながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ① 本市では、平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ② 平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自主的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ③ 今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ④ こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針を「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、当該指針において、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、毎年度、方針に基づく取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
4		市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
5		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
6		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
7	経済労働局	観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
8		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
11	環境局	総務部企画課	川崎未来エナジー（株）
12	健康福祉局	保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
13		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
14		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
15	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18		総務部庶務課	みそのくち新都市（株）
19	建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24	事務局	生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 $\geq$ 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 $\geq$ 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 $\geq$ 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●指標の単位が「%」のものうち、現状値と各年度の目標値の変化量が1%未満のものと、指標の単位が「%」以外のものうち、現状値と各年度の目標値の変化率が1%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 $\times$ 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 $\geq$ 実績値
- b. 現状値（個別設定値） $\geq$ 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

●範囲内となることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値の下限値 $\leq$ 実績値 $\leq$ 目標値の上限値
- b. 想定なし
- c. 目標値の下限値の60% $\leq$ 実績値 $<$ 目標値の下限値、又は、目標値の上限値 $<$ 実績値 $\leq$ 目標値の上限値の $1/0.6$
- d. 実績値 $<$ 目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の $1/0.6 <$ 実績値

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→		3.00		2.67		2.00		1.33		0.33	

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から 4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

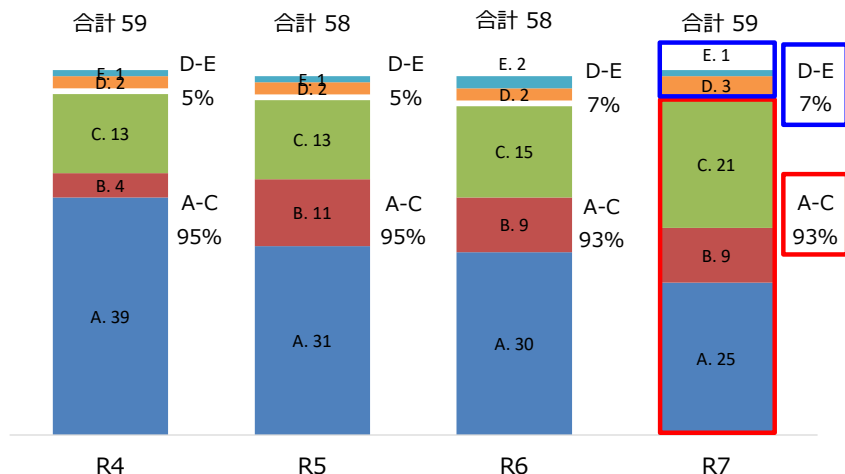
3 令和7年度 取組評価の総括

(1) 「本市施策推進に向けた事業取組」における「本市による達成状況の評価」及び「費用対効果の評価」について

- ① 「本市施策推進に向けた事業取組」(グラフ1) は、24法人で59件の取組(うち40件の取組が費用対効果(グラフ2)の評価あり)があり、「本市による達成状況の評価」が「A、B又はC」となったものが93%、「費用対効果の評価」が「(1)又は(2)」となったものが93%と、令和4年度取組評価における目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多い一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが7%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが7%と、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られます。
- ② 令和7年度は、現方針の計画期間の最終年度であり、期間内で目標値の達成水準を段階的に引き上げる指標が多い中、「A、B又はC」については、令和6年度取組評価と同等の割合を維持していることから、本市の行政目的に沿った「連携・活用」の取組は順調に進んでいるといえます。また、「D又はE」については、法人解散に向けた事業規模の縮小によりやむを得ないものがある一方、令和6年度取組評価から継続して「D又はE」となったものもあります。これらの取組については、これまでの行財政改革推進委員会からの意見などを踏まえるとともに、令和8年3月に策定した次期「経営改善及び連携・活用に関する方針(令和8年度～令和11年度)」(以下「次期方針」という。)に基づき、達成度の向上に向けて、的確に対応していく必要があります。

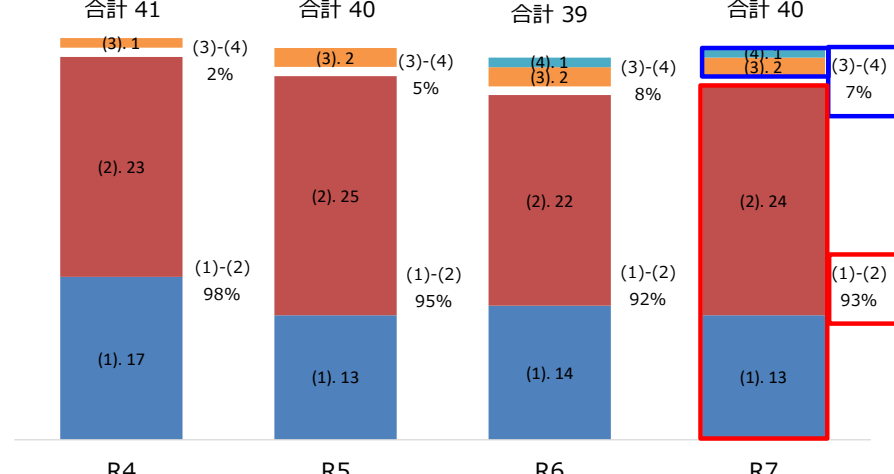
本市施策推進に向けた事業取組／本市による達成状況の評価の推移

グラフ1



本市施策推進に向けた事業取組／費用対効果の評価の推移

グラフ2



<本市による達成状況の評価区分>

A. 目標を達成した

B. ほぼ目標を達成した

C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった

D. 現状を下回るものが多くあった

E. 現状を大幅に下回った

<費用対効果の評価区分>

(1). 十分である

(2). 概ね十分である

(3). やや不十分である

(4). 不十分である

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

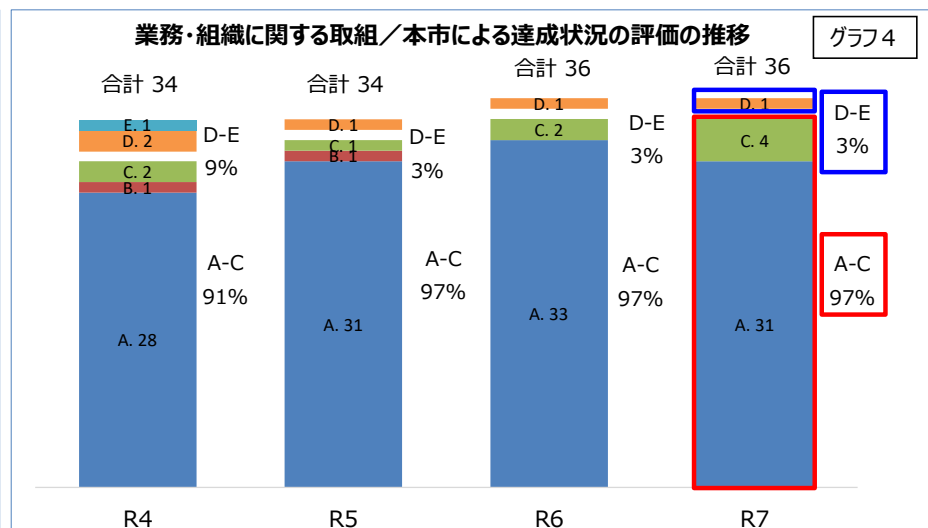
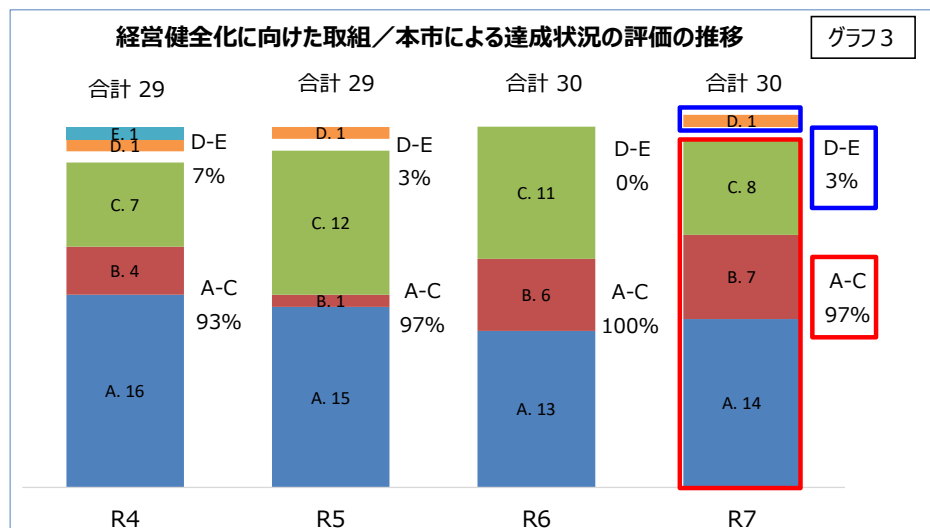
3 令和7年度 取組評価の総括

(2) 「経営健全化に向けた取組」における「本市による達成状況の評価」について

- 「経営健全化に向けた取組」(グラフ3) は、30件の取組があり、「本市による達成状況の評価」が「A、B又はC」となったものが97%と、引き続き高い水準で経営健全化が図られている一方、「D又はE」となったものが3%と、課題のある取組も僅かに見られます。また、個別の指標では目標未達の指標もあることから、昨今の物価高騰の影響などに留意し経費削減に取り組みつつ、法人によっては、さらなる収入確保策の検討も必要な状況にあるといえます。

(3) 「業務・組織に関する取組」における「本市による達成状況の評価」について

- 「業務・組織に関する取組」(グラフ4) は、36件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが97%、「D又はE」となったものが3%と、概ね適正な状況を持っています。



<本市による達成状況の評価区分>

A.目標を達成した

B.ほぼ目標を達成した

C.目標未達成のものがあるが一定の成果があった

D.現状を下回るものが多くあった

E.現状を大幅に下回った

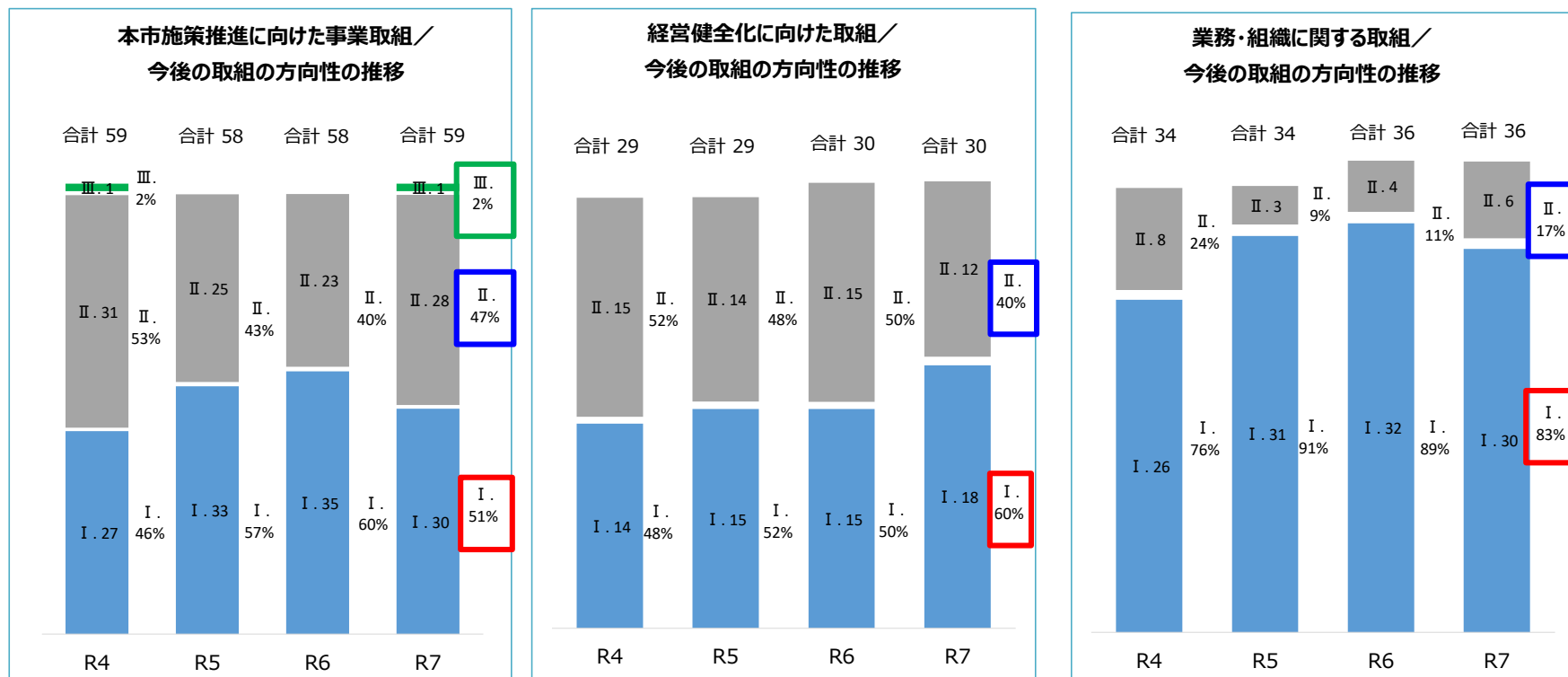
(4) 現方針(R4~R7)の総括

- ① 現方針の計画期間である4年間の総括すると、前半の2年間は、新型コロナウイルス感染症からの回復が進む中、その状況を踏まえた目標値変更を行いながら着実に取組を進め、後半の2年間は、市制100周年を契機としたイベント等の展開など本市の行政目的に沿った「連携・活用」を深度化し、計画期間全体を通じて、いずれの取組においても一定以上の成果を上げてきたことから、引き続き着実な取組の推進が期待されます。
- ② 一方で、物価やエネルギー価格の高騰、人手不足などの社会経済状況の変化や、さらなる民間企業の参画などが法人の取組状況に影響を及ぼしている面もあることから、財務状況が赤字であることにより、直ちに法人の経営状況を評価・判断するのではなく、その設立目的や存続意義に照らし、法人所管課が責任を持って、経営健全化の取組状況などを分析・検証し、引き続き、法人の存続・廃止、事業(取組)の見直しも含めた確認を行っていく必要があるといえます。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4 令和7年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ① 下表の各取組において、令和7年度の「今後の取組の方向性」が「Ⅰ」となった**51%、60%、83%**のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。**
- ② 「今後の取組の方向性」が「Ⅱ」となった**47%、40%、17%**のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会経済状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施していくことも求められます。**また、「Ⅱ」の中には、**社会経済状況の変化を踏まえ、関連する法人の経営計画に変更があったものがあるため、当該取組については、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて次期方針の目標値変更を行うこととします。**
- ③ なお、「今後の取組の方向性」が「Ⅲ」となったものは、川崎市土地開発公社の「公共用地取得事業」であり、当法人は令和9年度中の解散を決定したことから、令和8年度以降は土地の先行取得を行わないこととしたため、取組を中止するものとしています。



<今後の取組の方向性区分>

Ⅰ. 現状のまま取組を継続

Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続

Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

令和 8 年 8 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 出石 稔

令和 7 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 8 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 7 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和 7 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和 8 年 8 月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「現方針」という。）の令和7年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、令和7年度は、各法人の「現方針」に基づく4年目（最終年度）の評価となるものであり、評価全般に対し4年間の総括を行い、また、令和8年3月に策定した次期「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和8年度～令和11年度）」（以下「次期方針」という。）の取組にも円滑につながっていくよう評価を行うとともに、個別の評価については、方針策定時の現状値を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画の変更等により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 取組評価について

審議対象である各法人の「現方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

「現方針」においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計125の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シー

ト」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 125 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る現状・行動計画・指標と 4 か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

(1) 取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが 93%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが 93%となっており、令和 4 年度取組評価における目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが 7%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが 7%と、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが 97%と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、引き続き高い水準で経営健全化が図られている一方、「D 又は E」となったものが 3%と、課題のある取組も

僅かに見られたところである。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが 97%、「D 又は E」となったものが 3 %と、概ね適正な状況を保持していると認められる。

上記取組について、現方針の計画期間である 4 年間を総括すると、前半の 2 年間（令和 4・5 年度）については、新型コロナウイルス感染症からの回復が進む中、その状況を踏まえた目標値変更を行いながら着実に取組を進めたものと評価できる。また、後半の 2 年間（令和 6・7 年度）については、市制 100 周年を契機としたイベント等の展開など本市の行政目的に沿った「連携・活用」が深度化されたものと評価でき、計画期間全体を通じて、いずれの取組においても一定以上の成果を上げてきたことから、引き続き着実な取組の推進が期待される。

一方で、物価やエネルギー価格の高騰、人手不足などの社会経済状況の変化や、さらなる民間企業の参画などが法人の取組状況に影響を及ぼしている面もある。このことを踏まえ、財務状況が赤字であることにより、直ちに法人の経営状況の評価・判断するのではなく、法人の設立目的や存続意義に照らし、法人所管課が責任を持って、経営健全化の取組状況などを分析・検証し、引き続き、法人の存続・廃止、事業（取組）の見直しも含めた確認を行っていく必要があると考える。

(2) 審議内容

ア 出資法人の設立目的等について

＜本委員会の意見＞

社会経済状況の変化などが法人に及ぼしている影響を踏まえ、指標及び目標値の妥当性や、その変更の必要性を確認する

だけでなく、法人の設立目的やミッションが着実に果たされているものなのかどうかを確認し、現状や今後の見通しを的確に把握した上で取組を進めていく必要がある。

＜市の見解＞

法人の設立目的やミッションについては、令和８年度を始期とする「次期方針」において、改めて検討・整理して示したところであり、本市としても法人の存続意義に関わる重要な要素であると認識しているため、社会経済状況の変化などを踏まえつつ、法人の事業や取組が、設立目的やミッションを果たすためのものになっているかどうかという視点をはじめ、その事業や取組に対する行政関与の必要性、さらには事業実施のための財政的・人的な経営基盤が整っているかなどの視点から、引き続き確認・検証を行っていく必要があると考えている。

イ 適正な人件費の確保について

＜本委員会の意見＞

公共サービスの担い手である出資法人において、そのサービスを安定的に供給するために必要な人材が適切に確保されるよう、必要な処遇改善や給与水準の見直しなどの取組は進めていくべきである。また、取組の推進にあたっては、法人の自助努力を前提としつつ、人事政策として、適正な人件費の確保に必要な費用は市がきちんと負担する仕組みを構築することが重要と考える。

＜市の見解＞

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところであり、また、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」においては、出資法人の事業目的を達成するために市が行う財政的関与については、出資法人

の自立的な経営努力を促す面からも必要最小限のものとするよう、継続的に適正化に取り組む必要があるとしている。

一方で、昨今の人件費高騰下において、本市職員の年間給与については、本市人事委員会による「職員の給与に関する報告及び勧告」を受け、直近（令和7年度）まで4年連続の増額改定が続いている状況にあり、また、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争が今後も見込まれる中、出資法人に期待される役割が十分に果たされるよう、必要な経営基盤の確保という視点により、出資法人の適正な給与水準等の実現に向けて、各法人の経営状況等を確認した上で、適切な財政的関与の必要性について、検討していく必要があると考えている。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項番	項目	意見	市の見解
1	川崎市土地開発公社の公共用地取得事業について	・今後も用地先行取得の需要がある中で、取得実務はこれから市職員が担うことになると思われるが、法人の設立経緯を踏まえると、法人解散により先行取得事業を法人が担わないことによる市の事業への支障はないのか。 ・法人解散に伴い、地価の高騰が見られる中、市内の先行取得の需要に伴う対応は市の財政状況から見て可能なのか。	・近年の先行取得実績や今後の先行取得需要調査等から、土地開発公社解散後に活用する、土地開発基金及び公共用地先行取得等事業特別会計の各制度で対応可能であることを確認しております。また、先行取得制度の運用にあたっては、地価高騰などの社会経済状況のほか、本市の財政状況、活用案件の個別具体的な状況等を踏まえて、市の事業進捗に併せて着実に対応してまいります。

項番	項目	意見	市の見解
2	川崎市文化財団の財団本部事業について	・横浜市の能楽堂の休館中も稼働率はほぼ横ばいであるが、令和8年度の再稼働に伴い、川崎市能楽堂の稼働率の低下が懸念されるが、こうした法人が関係する各文化施設の稼働率を分析し、今後どう対応するのか。 ・関係する施設の中には稼働率が下がっている施設もあるが、施設の特性に応じて様々な取組を展開する中、たとえば、代替としての民間施設があるなど、原因によりこれからの対応が異なると思うが、その原因をどう分析しているのか。	・当財団の所管施設は、近年の社会経済環境の変化の煽りを受け、これまで定期的に利用していた団体の利用料金の安い施設への移行、高齢化による団体の消滅、社員研修や会議等で貸室を利用していた法人のリモートワークや電子会議等 IT 化の促進によるスペース等の内製化が稼働率の低減に大きく影響しているものと考えます。 ・空き状況の確認や予約・申込手続等が電子化されておらず、また利用日の6月前からしか予約できないため、準備期間を要する発表会や公演等に利用しづらい等の声が利用者から寄せられており、課題と考えております。 ・今後、空き状況の確認をWEB上でできるようにすることで利用者の利便性を向上させ、稼働率向上に繋げるとともに、能楽堂については、能楽に限らず多様な利用が可能な148席のコンパクトな施設であることを積極的に広報し、新規利用者の獲得を目指します。 ・なお、新百合トウェンティワンホールについては、近隣に同施設のほぼ半額で利用できる麻生市民館があるため、大変厳しい状況ではございますが、新規利用者の獲得に向け、施設の強みをアピールした広報を展開するなど、引き続き稼働率向上に努めます。

項番	項目	意見	市の見解
3	川崎市文化財団の文化芸術に係る中間支援について	・中間支援の取組として「ネットワークの構築」を掲げているが、成果を測ることが難しい取組と考える。参加者数や稼働率、相談件数等のほか、その成果を効果的に図ることができる指標や、その指標につながる取組はどのようなものがあるのか（今後取り組んでいく予定なのか）。	・これまで「ネットワークの構築」については、交流・提携イベントの参加者の繋がりだけでなく、その事業の運営委員会や事例発表会等を通し、その事業に関わる個人・団体・事業者・行政職員等各セクター間の繋がり場を設け、新たな事業の創出やコラボレーションが生まれやすい機運の醸成も重要と考え取り組んでまいりました。これまでの取組の進捗状況も踏まえ、次年度から新たな成果指標として「交流・つながりの場の創出件数」を設定するなど、引き続き「アート・フォー・オール」の実現を目指して取り組んでまいります。
4	川崎市国際交流協会の多文化共生推進事業について	・「外国人市民の増加」と記載があり、国際化が一層進む中で、市と連携・役割分担しながら取組を進める上で、法人として新たな取組や見直した内容等について具体的に確認したい。 ・国際交流と生活困窮は異なる性質の業務だが、どのように相談業務の中で切り分けされているのか。	・外国人市民が円滑に日本で生活できるよう、生活ルール、マナー等を理解してもらうため、外国人がたくさん来ている場所へのアウトリーチにより生活オリエンテーションの実施機会を増やします。 ・「生活にほんごサロン」を拡充しています。 ・「小学校入学説明会」を教育委員会と協働し、「外国につながる子どもと保護者のためのプレスクール」として拡大実施しています。（R7年度～） ・工業団体連合会や商工会議所など、外国人を雇用している又は雇用を検討している職場等へのアプローチ、外国につながる子どもへ

項番	項目	意見	市の見解
			の関わりを持っている教職員に各種情報を届ける流れを確保するなど、届けたい人に必要な情報を届ける取組を進めています。 ・生活困窮に限らず、外国人であっても日本で暮らす中で相談内容が複雑化・多様化し、多言語対応している相談員がさまざまなニーズ、通訳翻訳、困りごと等への対応を行ったり、各行政機関、関係団体等の窓口へつなげる役割を果たしています。
5	川崎市国際交流協会の多文化共生推進事業について	・外国人市民が増えている中において、本当は相談したくてもできないなど、潜在化・埋没化してしまい把握できていないようなニーズはないか。また、相談体制について、特定技能資格の外国人が増加する等、状況の変化に対応したものとなっているか併せて確認したい。	・相談したくてもたどりつけない潜在のニーズが全くないとは言えないですが、国際交流センターの外国人相談にたどりつかなくても困らない別の途がたくさんあるようにしておくことが重要と考えています。そのために、外国人との接点がある部署や外国人が必要とする手続など様々な場面において現場の外国人対応がスムーズに行われるよう、国際交流センターの相談機能やその他支援の取組の周知、各所管で外国人の対応をする際の注意点、避難所で使う多言語指差しボード、多言語の生活情報などの役立つツールの紹介・啓発や情報提供などに注力しています。 ・就労で日本に入国することにより特定技能外国人が増加している中、雇用している外国人への生活支援義務がある就労先や登録支援機関等さまざまな団体等が職場・生活上の相談に対応しています。

項番	項目	意見	市の見解
			このような状況の中、外国人従業員の生活上の困りごとの相談先として国際交流センターの相談機能等を周知し、外国人向けの講座やイベントなどを従業員に紹介してもらうなどの取組を機会を捉えて行っています。併せて企業側の実態や認識も把握しながら進めています。また、教育、住居、入管手続などの複雑化・多様化する相談内容が増加しているため、各行政機関、関係団体等の窓口とより一層の連携に努めています。
6	川崎市スポーツ協会の施設管理運営事業について	・目標を多少下回っているが、協会はしっかり取り組まれているものと思料する。 ・近年スポーツが多様化しており（例えば「モルック」など）、健康面、競技面も高まってきている。こうした新たなスポーツ分野への協会の取組状況や展望はどうか。	・法人の強みとしているパラスポーツの普及について、現在ボッチャは、職員が有資格内部指導者として実施しており、車いすバスケットについては、市の貸出によりパラスポーツの普及を行うことができていると考えております。 ・スポーツの多様化が進んでいる中、今後、新たなパラスポーツやモルックなどのニュースポーツの普及に取り組んでいく必要はあると考えますが、スポーツ器具の導入や指導者の研修・確保等が必要となり、法人の主体的な取組は財政的にも難しいことから、市や他団体と連携して情報発信するなど、多様なスポーツの普及について検討を行いたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
7	川崎市スポーツ協会の施設管理運営事業について	・スポーツに関心のある市民が多く、事業参加者数が大きく増加する一方で、指定管理施設の受託数が減少し、今後事業参加者数などについて大きく減少が見込まれると、法人として各取組について抜本的な見直しや多角化など様々な可能性を検討する段階に来ているのではないかと。法人運営における方針の練り直しの必要性についてどのように考えているか。	・スポーツ事業への参加者増に取り組む一方で、参加者の増加が、各事業の特性もあり必ずしも収益の増加と比例していないのが現状となっております。法人の取組方針として、市民のスポーツの普及・振興を図りながら、法人運営に必要な収益の確保が重要だと認識しております。令和7年度で宮前SCの受託が終了し、今後も指定管理施設の受託が難しくなっている現状を理解しつつ、それにかわる中間支援機能を有する法人の強みを活かした事業への参画や料金改定等を踏まえた既事業の見直しが急務と考えております。 ・そのため、令和8年度においては、改正スポーツ基本法にかかる講習会の新規実施や法人の主たる事業であるマラソン大会の参加料の値上げ、市委託事業の再受託、経費縮減としてスキー・スノーボード教室など一部事業の廃止・縮小等を行い収支面の改善を行いながら、市とともに加盟団体、総合型地域スポーツクラブ等への研修会による指導者人材バンクの充実を図り、中学校部活動の地域展開などにも対応できるよう法人内の体制を整備し、スポーツの中間支援組織としての役割を果たす取組を行っていきます。

項番	項目	意見	市の見解
8	川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・北部市場水産物部の取扱量の減少についての分析を確認したい。分析の結果によっては、活用方法の抜本的な見直しが必要となりうるが、その場合の方針についても確認したい。	・北部市場水産物部の取扱量につきましては、近年減少傾向（※総務省家計調査年報によると、魚介類の家計支出額は2016年⇒2030年で25.4%減と推計）が続いており厳しい状況にあります。これは人口減少や生鮮食料品（特に魚介類）消費量の伸び悩み等に起因するもので、全国的に同様の傾向です。 ・このような状況ではありますが、まずは法人によるSNS等の媒体を活用し情報発信等を通じた営業活動の強化や場内外事業者の利用料金の見直しの検討等を行っていくとともに、令和7年度末に策定した川崎市卸売市場新経営プランに基づき場内事業者だけでなく開設者（市）も一体となって、新たな産地や販路の開拓等取扱量の増加に向けた取組を進めてまいります。
9	川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・他都市の市場でも取扱量の低迷は共通の課題となっている中、同法人の取組の成果を確認する指標として、従来型の取扱量などのKPIで取組成果を測ることは難しい状況になっているのではないかと。	・他市場も含めて卸売市場の取扱量は厳しい状況であり、御指摘のとおり他指標を設定することも考えられるところですが、本市卸売市場におきましては、令和7年度に策定した卸売市場新経営プランにおいて、ハード（主に機能更新）・ソフト（集荷力向上や販路開拓等に向けた開設者、卸売業者及び仲卸業者による協議の場の設置、市内飲食店等とのマッチング機会の創出など）両面での対応により取扱量を増加させる取組を進めることを予定しているため、現時点

項番	項目	意見	市の見解
			では一般保管取扱量などの指標により取組成果を測ることとしております。
10	川崎市産業振興財団の研究開発推進事業について	・特許出願数について、令和6年度実績から減少し目標未達となっているが、この要因は何であると分析しているか確認したい。むしろ研究開発の環境整備がより重要であるため、入居者に対する施設・設備の満足度を測るアンケートなどをKPIに設定することも今後検討すべきではないか。 ・法人が担うべき役割に照らした際、特許出願数をもって、法人の役割を確認するといえるのか考え方を確認したい。	・ご指摘のとおり、法人の役割は単に特許出願数を増加させることではなく、研究成果の社会実装や産業化を推進することにあります。このため、特許出願数は一つの参考指標ではあるものの、質や実用化への貢献度を含めて評価することが重要と認識しております。こうした考え方を踏まえ、令和8年度からは「特許出願数」から「特許の基礎出願数」へ指標を見直し、研究成果の創出段階を適切に把握するとともに、実用化に向けたプロセス全体をよりの確に評価できるよう改善を図っております。 ・また、研究開発環境の整備や入居者支援については重要な要素と認識しており、iCONMでは入居企業が参加する定例会議（月1回）において、安全衛生や施設運用に関する情報共有に加え、入居者からの要望や課題を把握しております。いただいたご意見については随時対応を行っており、施設・設備の改善や運用の見直し等につなげております。今後は、こうした定性的な把握に加え、満足度の可視化などについても必要に応じて検討していきたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
11	川崎未来エナジーの 地域エネルギー事業 について	・国際的なエネルギー問題がある中で、電力市場における価格高騰リスクについて法人の事業運営（スキーム）の方向性としてはどのように考えているのか。 ・太陽光発電設置を認めない自治体もあるなど、厳しい社会状況（環境）下での法人の事業運営が求められると考えている。風力発電など太陽光発電以外の再エネ電力の確保の必要性はないのか。 ・ごみ量が減少傾向にある中で、必然的に廃棄物発電量も減少することとなるが、事業モデルとして背反するものを抱える中、将来的にどう展開していくのか。将来を見据えた取組がより大事になるため、今後の事業スキーム等を確認したい。	・川崎未来エナジーは多くの電源を処理センターの廃棄物発電で賄っていることから、電力市場における価格高騰の影響を受けにくいほか、市場からの調達量を適切に管理しているため、安定した事業運営が可能と認識しております。また経営基盤の強化にも取り組んでおり、安定した事業基盤の確立に努めているところです。 ・太陽光発電等の再エネの導入拡大にあたっては地域との共生を確保することがより一層求められており、国においては、屋根設置等の地域共生が図られた太陽光の導入支援等が進められているところです。こうしたことを踏まえ、川崎未来エナジーでは、引き続き太陽光発電をはじめ多様な再生可能エネルギー電源の調達の在り方を検討するものと認識しております。 ・廃棄物発電量の減少や、事業拡大に伴う相対電源及び市場からの調達量増が想定されることから、多様な再エネ電力の調達など、安定した事業運営に向けて検討していくものと認識しております。

項番	項目	意見	市の見解
12	川崎未来エナジーの 地域エネルギー事業 について	・指標１の未達が２年続いた中、今後は目標達成の見込が立つのか。見通しを確認したい。 ・再エネ普及を進めていくにあたり、市民の行動変容も重要であるため、普及啓発も進める必要があると考えるが、市と法人とがどこまで連携して取り組んでいくのか考え方を確認したい。	・指標１の「市域への再エネ電力供給量」は、ごみ焼却量の減少に伴い、市から調達する廃棄物発電量が想定を下回り、事業パートナーへの余剰売電量が少なくなったことなどから目標未達となりました。 - 当該指標は「販売電力量」と「余剰電力取次量」の合計であるため、市の廃棄物発電量に左右されますが、次期方針では、指標を市の廃棄物発電量の影響を受けにくい「市域への再エネ電力販売量」に見直し、主体的な取組実績を評価することとしています。今後は、公共施設に加え、民間施設への再エネ電力販売を一層強化することにより、目標達成を目指してまいります。 ・再エネ普及に向けた市民の行動変容の促進については、市としても重要だと考えており、川崎未来エナジー（株）においても様々な取組を進めています。これまでも、市と川崎未来エナジー（株）で連携して再エネ電力供給を契機とした環境配慮行動を促すキャンペーン等を実施してきたところですので、今後も、相乗効果が見込めるものにつきましては、連携しながら取組を推進してまいります。

項番	項目	意見	市の見解
13	川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・参加者数の伸び悩みについて、昨年度の本委員会での意見への対応として、若い年代など新たな層の獲得や、他の機関や共催団体と連携した新しいアプローチ方法の模索に取り組むと回答していたが、その進捗や今後の見通しについて確認したい。 ・就労継続支援B型事業所などとはどのように連携し対応しているのか。参加できることがあると思うが、考え方を確認したい。	・新たな層の獲得については、川崎市内の障害福祉サービス事業所などの広い範囲へ教室の周知・参加者募集に取り組んでおります。 共催団体等と連携した新しいアプローチ方法については、共催団体等と意見交換を行い、その結果、参加者にはリピーターが多いことを把握したため、リピーターの方が飽きることなく参加できるよう教室の内容を高度化することに取り組んでおります。また、参加しやすい形態での実施として、ZOOMなどオンラインでの実施にも取り組んでおります。今後も共催団体等と連携し、効果的な実施方法を継続して検討していきたいと考えております。 ・就労継続支援B型事業所との連携については、川崎市内の就労継続支援B型事業所に対して、教室等の実施について、メール配信やチラシ及びポスターを配布しており、実際に令和7年度も就労継続支援B型事業所を利用している方も参加されております。

項番	項目	意見	市の見解
14	川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・新たなニーズの掘り起こしに取り組んでいるとのことだが、イベント参加者数が増加する一方で生活訓練等事業への参加者数が減少するなど、現在の取組内容がニーズに合致しているのか疑問に感じる。若年層の数は流動的になりがちであるが、年齢層の分布などを分析した上で取組を検討しているのか確認したい。	・共催団体等との意見交換を行い、現状の参加者は高齢のリピーターの方が多いということを把握しております。この方々に継続して参加していただけるよう教室内容を新たに企画するなどの満足度向上に取り組んでおり、教室の内容が魅力あるものとなることで新たなニーズの掘り起こしにも繋がると考えております。 ・また、同時に若年層を含めた新たな参加者の獲得のため、より広い範囲へ参加者募集の周知を行い、若年層向けの教室の実施に取り組んでおります。今後は、若年層向けの新たな教室の企画等も検討してまいります。
15	川崎市母子寡婦福祉協議会の母子家庭等地域活動推進事業について	・年々会員者数が減少傾向の中、たとえば、200 人を切った場合など大きく事業を取り巻く状況が変わった場合は、会費制度に固執することなく、事業のあり方も含めて市と法人で方向性や具体的な内容を検討すべきではないか確認したい。	・同協議会の会員数については、こどもの成長や会員の再婚、寡婦の高齢化等による退会が一定数あるものの、親子で参加できるイベントの企画等により若い世代の入会に繋がり近年は横ばいでしたが、令和7年度は更新方法の見直しを行ったことから減少となっています。 ・今後については、よりニーズに沿ったイベントの実施とともに、ホームページや LINE 等において活動を魅力的に伝える取組等により、ひとり親家庭へ効果的に情報を届け、引き続き新規会員の獲得に取り組んでまいります。

項番	項目	意見	市の見解
			・会員数が減少する状況においても、市が事業実施に至っていないひとり親家庭の交流や地域活動の場としての本事業の役割は重要と考えておりますが、事業を取り巻く状況が大きく変わった場合の事業のあり方や方向性、具体的な内容については今後検討してまいります。
16	川崎市母子寡婦福祉協議会の母子家庭等地域活動推進事業について	・近年は市民の行動様式の変容やインフレ等により、社会経済状況が変化してきている中、家族の生活様式も変わり、それにもなってニーズも変化しているように思われる。ニーズの把握とそれへの対応について確認したい。	・若い世代の組織離れ等の傾向がある中、会員のニーズの把握については、アンケート実施や各地区会等の役員が地区ごとの役員会やイベント時の会員とのコミュニケーションを通じて意見を吸い上げる役割を担っており、毎月の三役会等においてニーズを踏まえた活動やイベントの企画等へ反映することにより対応しております。 ・近年行った対応としては、イベント内容としてテーマパークを取り入れたことや、母子部の情報発信・連絡ツールとして LINE アカウントの運営を令和 7 年度から開始したこと、また会員の負担軽減のため事業の運営に係る委員会等の統合や会議等の回数の精査による効率化を図ったこと等が挙げられます。

項番	項目	意見	市の見解
17	川崎市公園緑地協会の緑化推進・普及啓発事業について	・経常収支比率が 100%に達しない厳しい経営状況が続く中、目標値に達していない事業（取組）もあるが、その内容については市民ニーズを踏まえた時宜を得たものになっているのか。 ・法人として、成果が発現していない事業（取組）に対して、限られた資源をどこまで投入するのか、市も一緒になって考えるべきと思うが、考え方や方向性を確認したい。	・ホームページアクセス回数（指標 1）については、令和 7 年度は、多くの市民の関心が高いばら苑の一時公開中止の影響があったほか、事業見直しに伴い一時的に情報発信機会が減少したことから、閲覧数が低下している状況ですが、令和 8 年度からは、市民リポーターが取材・発信を行い、交流イベントも一体的に実施する「はなまちガーデンリポート事業」など多様な市民の関わりを促進しながら、発信コンテンツの充実と閲覧機会の拡大に取り組んでまいります。また、各種助成制度など、成果が継続的に目標値に達していない事業については、制度の使い勝手やニーズとの不一致などが考えられるため、市としても現状の問い合わせ状況や緑化推進における他都市状況等の把握に努め、見直しを図っていく必要があると考えています。 ・法人の事業において、形骸化していると考えられるものや、成果に対して過度の負担となっている事業がないか法人にヒアリングを行い、取組の廃止や負担が少ない形への見直し等を行い、市としても効率化に取り組んでいるところです。

項番	項目	意見	市の見解
18	川崎市公園緑地協会の緑化推進・普及啓発事業について	・令和9年度は近隣自治体の横浜市において、親和性が高い国際園芸博覧会が開催されるが、法人や事業として連携を検討できる余地があるのか、状況を確認したい。	・国際園芸博覧会は、国際的な位置付けでは昨年大阪で開催された万博と同等クラス（BIE（博覧会国際事務局）登録・認定）緑の祭典としては国際規模でも最上位の催しです。川崎市でも、本市のみどりの将来像に向けた取組を国内外に発信するべく「花・緑出展（全国の自治体・企業等が庭園等を作成展示します）」に参加することとし、グリーンコミュニティ推進室内に組織を編成し、最先端技術を有する専門家チームと出展庭園の計画づくりを進めているところです。 ・公園緑地の利用促進や中間支援組織としての機能を持つ公園緑地協会においては、この隣接市で開催される園芸博覧会から発出されるボランティア募集や催し等の情報を、緑に関心を持つ市民に届ける役割を担ってきており、今後に向けても市内での広報イベントでの連携など様々な機会をとらえて連携を図って行きたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
19	川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について	・指標1「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」の未達要因の特定は困難とのことだが、市民救命士が増えれば指標1の割合も増加する可能性が高いと考える。取組と実績値の関係性が薄いとしても、運用に見直す余地はないのか考え方を確認したい。 ・指標1は次期方針では設定していないとのことだが、現方針で設定した意図はあるはずなので、当時の考え方も含め、指標の適否の振り返りや未達要因の深掘り、今後の取組の具体的な明示が必要ではないか。	・市民による心肺蘇生実施割合の増加は、救命率の向上等の観点から重要な課題と認識しております。一方で、心肺蘇生の実施主体は市民救命士に限定されるものではなく、また、心肺停止傷病者が発生した場所や周囲の環境などの外的要因や、身体的接触への心理的負担など、複合的な要因も実施に影響しているものと考えられます。このように、市民救命士等の養成は当該割合の増加に一定寄与できるものの、その取組成果が必ずしも当該割合の増加と連動するものではないことから、次期方針においては、公社事業の成果を直接的に測ることができる指標設定に見直しを行いました。 ・本法人としましては、市民救命士等の養成を通じて、市民による心肺蘇生実施割合の増加に寄与していくことが重要な役割であると認識しております。そのための取組の一つとして、消防局と指導公社が連携し応急手当の普及啓発を展開しており、具体的には、あらゆる機会を通じて市民救命士養成講習の広報活動を行っているほか、関係局と連携し、応急手当普及員資格を有する市立看護大学の学生が、市内の児童・生徒へ救命教育を行い、新たな市民救命士証を指導公社が発行する取組を今年度より開始し、次世代の市民救命士の裾野の拡大を図っています。

項番	項目	意見	市の見解
			・引き続き、関係局との連携による救命教育の拡充や普及啓発の多角的な推進により、市民による心肺蘇生実施の機運を実質的に高めていくことを通じて、結果として心肺蘇生実施割合の向上に資する取組を進めてまいります。
20	川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について	・費用対効果の評価が「(4)不十分である」となっており、本市財政支出が増加した主な要因は、定年延長に伴う職員給与額の改定等による事業費（委託料）増とのことだが、公的サービスを維持していく上で職員給与の適切な増額は重要とも言える。また、公的サービスの実施にあたり、実施主体の選択肢として直轄や民間もある中で出資法人を選択しているのであれば、法人の事業の棚卸しや財務分析を行った上で、市の人事政策とも連携した人員と給与水準の適正な管理が重要である。そのための必要な市からの財政支出は行うべきと考える。考え方や方向性を確認したい。	・本法人の事業は、市民の安全確保に直結する重要な役割を担っており、市民の防災意識も高まりを見せる中で安定的なサービス提供を行うためには、適切な人員体制の確保が不可欠であり、そのためには給与水準の適正化が課題の一つであると認識しています。また、近年の本市財政支出（委託料）の増加についても、昨今の人件費の動向を踏まえた対応であり、一定の合理性があるものと考えます。 ・一方で、経営面に課題があることも認識していますので、出資法人としての効率的かつ持続可能な運営の観点から、事業の必要性や実施手法の見直し、財務状況の分析を行った上で、市の人事・財政部門などとも連携して検討を行い、適正な人員配置及び給与水準の管理に努めていく必要があるものと考えます。 ・上記の取組について、経営健全化の視点を踏まえつつ、当該事業の公益性や必要性を踏まえながら、必要な財政支出の在り方について総合的に検討してまいりたいと考えています。

項番	項目	意見	市の見解
21	川崎市学校給食会の安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給について	・学校給食費の公会計化により、給食費の支払いに関する事務は削減、効率化されたのか、現状や進捗を確認したい。	・令和3年度からの給食費徴収業務は市の業務となったため、その部分の業務量は減少していますが、令和2年度以前の給食費は引き続き、公財）川崎市学校給食会が学校と連携を図り、徴収業務を担っています。 ・一方、公会計化に伴い、一部業務が増えた部分もあり、例えば、特別支援学校の給食を統一献立に改めたことにより、食材調達業務に関して、特別支援学校の4校分（田島支援・田島支援桜校・中央支援学校・聾学校）が増加しました。 ・なお、公会計時に業務の増減について検証したところ、1人工分の業務は減少していなかったため、公会計前と同数の職員数としてきましたが、令和6年度に定年退職した職員を補充せず、令和7年度は1名減員したところでございます。

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項番	項目	意見	市の見解
1	川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・物価高騰による収益の減は理解できる。 ただ、収益性の確保のため事業への参加料を値上げすることは、受益者負担といえども、競技（する）スポーツの振興の観点から、極力最後の手段としたほうが妥当と考えるがいかがか。	・多くの方に参加いただいているスポーツイベントの一つである多摩川マラソンは、スポーツ振興の観点から、他都市が値上げしている中、今まで参加料の据え置きを行ってきましたが、物価・人件費高騰分や他都市同事業の参加料の値上げ等を踏まえ、令和8年度に参加料の値上げを実施することとなっております。 ・また、値上げ幅についても物価高騰分等を想定しているため、500円に抑え、必ずしも法人の収益性確保の為だけではなく、スポーツの推進を大前提とした上での受益者負担であると考えております。 その他教室（スキー・スノーボード教室、スケート教室等）の値上げについても同様と考えております。

項番	項目	意見	市の見解
2	川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・スポーツに関心のある市民が多く、事業参加者数が大きく増加する一方で、指定管理施設の受託数が減少し、今後事業参加者数などについて大きく減少が見込まれると、法人として各取組について抜本的な見直しや多角化など様々な可能性を検討する段階に来ているのではないか。法人運営における方針の練り直しの必要性についてどのように考えているか。	・本市施策推進に向けた事業取組「施設管理運営事業」における市の見解と同様でございます。（P13 項番7参照）
3	川崎市まちづくり公社の有利子負債比率の計画的な削減と主要な売上高の維持について	・すでに一部施設ではテナント更新にあたり賃料の値上げを行うなど、物価やエネルギー価格の高騰が著しい社会状況を踏まえて売上高の確保に取り組まれているところだが、値上げに伴う空室リスクのバランスも重要な視点と考える。今後の目標達成の見込や多角的な事業展開の検討可能性など、売上高確保に向けた方向性を確認したい。	・有利子負債比率の削減と売上高維持に向け、賃料の適正化による財源の確保を進めております。また、賃料につきましては、地域の不動産市況やテナントの動向を分析し、周辺賃料等とのバランスを取りながら空室リスクの最小化に努めており、売上高維持に向けた目標達成は可能であるものと考えております。 ・今後も引き続き現在の賃料収入を確保するため、施設の改修や設備機器の更新など計画修繕等を適切に実施し、テナントにとって魅力ある施設を維持し、安定的かつ持続可能な経営基盤の構築に努めてまいります。

項番	項目	意見	市の見解
4	川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について	・ 経常収支比率が 100%に達しない厳しい経営状況が続く中、目標値に達していない事業（取組）もあるが、その内容については市民ニーズを踏まえた時宜を得たものになっているのか。 ・ 法人として、成果が発現していない事業（取組）に対して、限られた資源をどこまで投入するのか、市も一緒になって考えるべきと思うが、考え方や方向性を確認したい。	・ 本市施策推進に向けた事業取組「緑化推進・普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P21 項番 17 参照）
5	川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について	・ 等々力緑地再編整備事業の PFI 導入に伴い大きな収入源がなくなり、それが低調な経常収支比率につながっているのであれば、経営改善を法人に一任するのではなく、法人のノウハウや知見が活かされるような収益事業を考えるなど、市と法人で連携して取り組んでいく必要があるのではないか。	・ 現在、市担当部局としても公園緑地協会の健全な経営に向けて効果的な措置を図る必要があると考えており、公園緑地協会の公園売店や駐車場運営におけるノウハウを生かして収入につながるよう、公園緑地内の自動販売機設置拡大や、収益性の低い駐車場運営の見直し調整、新たな駐車場活用の方策検討において必要な情報を提供して協議しているほか、公園緑地でのイベント開催による収益確保の検討に連携して取り組み、公園緑地を所管する区との調整などを実施しております。

項番	項目	意見	市の見解
6	かわさきファズの財務状況の改善について	・「改善（Action）」の「方向性の具体的内容」に記された経営健全化に向けた取組は、地道に実施していく必要がある。	・御意見のとおり、経営健全化に向けた取組は、粘り強く継続的に実施していく必要があると考えております。賃料アップやユーティリティ売上げの向上、また計画に基づく施設・設備の修繕等を行いつつ優先度の高いものについては柔軟に対応するなど、着実に進めてまいります。
7	川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について	・南海トラフ地震や頻発する水害により市民の防災意識は高まっているものと考ええる。法人の役割は市民生活に直結する重要なものであるため、経営健全化に向けて既存事業で収入確保に注力するというよりは、市からの財源投入なども視野に入れて検討すべきと考えるがいかがか。	・本市施策推進に向けた事業取組「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P24 項番 20 参照）

項番	項目	意見	市の見解
8	川崎市消防防災指導 公社の経営の健全化 について	・費用対効果の評価が「(4)不十分である」 となっており、本市財政支出が増加した主 な要因は、定年延長に伴う職員給与額の改 定等による事業費（委託料）増とのことだ が、公的サービスを維持していく上で職員 給与の適切な増額は重要とも言える。ま た、公的サービスの実施にあたり、実施主 体の選択肢として直轄や民間もある中で 出資法人を選択しているのであれば、法人 の事業の棚卸しや財務分析を行った上で、 市の人事政策とも連携した人員と給与水 準の適正な管理が重要である。そのための 必要な市からの財政支出は行うべきと考 える。考え方や方向性を確認したい。	・本市施策推進に向けた事業取組「防火防災及び救急に関する普及 啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P24 項番 20 参 照）

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
意見等特になし。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔(会長)	関東学院大学 法学部 教授
出雲 明子	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授
嘉藤 亮	神奈川大学 法学部 自治行政学科主任 教授
黒石 匡昭	P A パートナーズ株式会社 代表取締役 公認会計士
中村 郁博	東洋大学 大学院経済学研究科公民連携専攻 専攻長 兼 教授 東洋大学 国際 P P P 研究所 所長

(2) 審議経過

・第1回委員会

令和8年7月6日(月) 川崎市役所本庁舎2階204会議室(WEB併用)

・第2回委員会

令和8年7月27日(月) 川崎市役所本庁舎2階204会議室(WEB併用)